

岡 総 第 30122 号
令和 7 年 11 月 20 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記	
（措置対象の監査）	
・ 令和 3 年度包括外部監査	9 項目
・ 令和 4 年度包括外部監査	1 項目
・ 令和 6 年度包括外部監査	2 項目

以上

令和3年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
1	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	物品	入札参加資格の設定方法等	岡山市物品等契約事務処理の運用基準第5条の2について「競争性が十分に確保できないなど特に必要があると認めた場合」に市外業者に入札参加資格を認めるよう改正されたい。	岡山市物品等契約事務処理の運用基準第5条の2第4項について、「入札参加可能者数等の基準に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときなど特に必要があると認めたとき」と改め、令和7年度から適用した。
2	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	物品	入札参加資格の設定方法等	岡山市物品等契約事務処理の運用基準第6条一(1)を削除するか、契約の履行確保に支障が無いと認められる場合には適用除外とされたい。	岡山市物品等契約事務処理の運用基準第6第1項について、「大量の物品納入や特殊な物品納入などにおいては、同種の納入実績を有する者であること。」と改め、令和7年度から適用した。
3	契約課	【総論】 履行確保・監督・検査・評価	全般	契約保証金・契約保証人	契約保証については、金銭保証の原則及び例外的に契約保証人を容認する場合に関する要件を市規則にも明記されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に公告等を行う契約については、契約保証人の運用を廃止し、契約保証金を付すことに変更した。
4	契約課	【総論】 履行確保・監督・検査・評価	全般	契約保証金・契約保証人	例外的に契約保証人を立てることを許容する場合であっても、契約保証人の要件を満たすか否かは厳格に判断し、その判断過程については記録化されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に公告等を行う契約については、契約保証人の運用を廃止し、契約保証金を付すことに変更した。
5	契約課	【総論】 履行確保・監督・検査・評価	全般	契約保証金・契約保証人	契約保証人を立てた場合において契約保証金を免除できる旨を規定する市規則第32条第4号は削除することを検討されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に公告等を行う契約については、契約保証人の運用を廃止し、契約保証金を付すことに変更した。
6	契約課	【総論】 履行確保・監督・検査・評価	建設コンサルタント	契約保証	契約保証人の適格性については、具体的基準を定めた上で厳格に判断すべきであり、その審査記録を残す体制を整備されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に公告等を行う契約については、契約保証人の運用を廃止し、契約保証金を付すことに変更した。
7	契約課	【総論】 履行確保・監督・検査・評価	建設コンサルタント	契約保証	契約保証人に履行請求する場合の手続や、契約保証人の履行拒否に対する違約金の請求手続、契約保証人との保証契約の解除などの規定・マニュアル等を整備されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に公告等を行う契約については、契約保証人の運用を廃止し、契約保証金を付すことに変更した。
8	契約課	【各論】 建設コンサルタント契約	旧市民病院別館受変電設備改修他の設備設計業務委託契約	契約相手方の選定	契約保証人を付する必要性が特に高い場合、契約保証人の適格性は厳格に審査されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に公告等を行う契約については、契約保証人の運用を廃止し、契約保証金を付すことに変更した。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
9	契約課	【各論】 建設コンサルタント契約	污水管理設基本設計等業務委託(7契約)	契約相手方の選定	契約保証人との保証契約についても解除・解約等の処理をすべきであり、併せて保証債務の履行不能に基づく損害賠償請求についても検討されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に公告等を行う契約については、契約保証人の運用を廃止し、契約保証金を付すことに変更した。

令和4年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
1	下水道経営企画課	出資金に関する個別検討	担当課毎の統制検討	下水道経営企画課（地方公営企業）	他会計補助金の取扱い方法を検討し、決算書上に実際の損益が確認できるようにすることが望ましい。	他会計補助金を除く損益やその増減については、事業報告書「3(2)事業収入に関する事項」に前年度比較の記載等を行うことで確認できるようになっています。 一方で、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没等により、下水道をとりまく環境は変化してきており、他会計補助金の積算方法を一律に定め、每期その方法で補助金を決定することは困難です。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	事業名等	指摘の要旨	措置内容
1	契約課	契約保証人について	契約事務において、契約保証人があるとして契約保証金を免除しているものが見受けられた。 しかし、岡山市契約規則第35条では契約保証人は契約の相手方と同等以上の資力及び資格能力を有する者でなければならないと定められているものの、その資格を有する者であるかどうかについての確認結果が明確ではなかった。 契約保証人は、契約者が契約不履行となった場合に生ずる遅延損害金、違約金その他の損害金を支払うこと及び契約人に代わって本業務を履行することを保証するための制度であることから、その資格については慎重に確認し、その確認結果について適切に証跡を残しておく必要がある。 なお、岡山市では、下記のとおり令和7年度からの契約については契約保証金を付すこととされている。 “令和3年度包括外部監査において、契約保証人は談合を助長する恐れ等の問題があることなどから、契約保証金の原則化などの指摘がなされました。 この指摘等を踏まえ、令和7年4月1日以後に公告等を行う契約については、原則として契約保証金を付すこととします。” (出典：岡山市ホームページ)	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に公告等を行う契約については、契約保証人の運用を廃止し、契約保証金を付すことに変更した。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
1	契約課	入札保証金について	契約事務において、入札保証金が免除されているものがあった。 一般競争入札における入札保証金については、岡山市契約規則第6条に定めがあるが、岡山市契約規則第9条において入札保証金を減免できる場合が限定列挙されていることから、入札保証金を免除する場合は岡山市契約規則第9条に該当するか否か確認・判断する必要があるが、その過程や結果が明確ではなかった。 一般競争入札においては開札後に一般競争入札参加資格審査が実施されているとのことであるが、入札保証金を免除又は減額する場合には、岡山市契約規則第9条に該当しているか否かを適切に確かめる仕組みを整備することが望ましい。	令和7年6月26日、一般競争入札参加資格審査時に使用する帳票に、入札保証金の確認項目を追加し、免除する場合には岡山市契約規則第9条に該当しているか否かを確認し、またその結果の記録を残す仕組みを整備した。

岡 教 企 第 30084 号
令和 7 年 1 1 月 2 0 日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・ 令和 6 年度包括外部監査	40 項目
-----------------	-------

以上

令和6年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	事業名等	指摘の要旨	措置内容
1	教育研究研修センター	教育課題別研究事業	令和5年度の謝金支払実績を確認したところ、下記事項が発見された。 「岡山市指導主事研修における講師の依頼について」という名目により、オンデマンドコンテンツの作成及び監修作業の依頼を行い、当該業務に係る報酬を「謝金」として処理していた。 しかし、当該業務に係る契約が対象とするのは、オンデマンドコンテンツという成果物の作成であり、成果物の権利も岡山市に帰属するものとされていることから、業務委託契約とすることがより適切であると考えられる。 なお、上記指摘事項となったオンデマンドコンテンツの作成に関しては、引受人に対して研修講師等の他の業務を依頼した実績があり、その際に「謝金」としての支払が行われている。そのため、今回のオンデマンドコンテンツの作成に関しても過去と同様の処理が行われたため、不適切な処理となっているものと思慮される。 岡山市では外部の専門家・有識者等に業務を依頼する場合において、「謝金」として処理を行っている事例が散見されるものの、「謝金」は契約の法的性質を表すものではないことから、対象となる契約の法的性質について事前に検討を行う必要がある。	今後、オンデマンド研修等で講師に依頼する際は、対面研修と同様に、講話部分のみの提供を依頼することとし、その報酬として謝金を支払うこととする。なお、コンテンツ作成や監修作業が必要な場合は、当センターで実施する。
2	教育研究研修センター	新教育研究研修センター(仮称)整備事業	設計委託についての支出負担行為決議書を閲覧した結果、必要な決裁がなされないままになっていることが発見された。内容は、令和6年度支出負担行為番号11864 支出負担行為額32,312,408円の支出負担行為決議書について、決裁C(理事・局長(代決者として副局長、部長))となっているにもかかわらず、課長による決裁で留まっているものである。 令和6年度支出負担行為額に基づく支払業務等は行われていないが、岡山市事務決裁規程の金額要件により局長決裁が必要であるため速やかに決裁を得るべきである。	速やかに決裁を得るとともに、再発防止に向けた協議を関係課と実施した。
3	市立学校	勤怠管理に関する事項	スクールカウンセラーの出勤簿と岡山市教育委員会への当該スクールカウンセラーの勤務実績報告との整合性を確認したところ、出勤簿と勤務実績報告で日付の不一致が発見された。 出勤実績に基づき、正しく勤務実績を報告することが必要である。	出勤簿に基づき、勤務状況を入力したデータを教育委員会に送付しているが、日付の転記間違いがあった。今後は出勤簿を精査し、正確な勤務実績を入力・報告するよう注意を払っていく。
4	市立学校	勤怠管理に関する事項	スクールカウンセラーの面談スケジュールと出勤簿との整合性を確認したところ、13時半から面談が行われているにもかかわらず、出勤簿では9時半から13時までの出勤となっているものがあった。 スクールカウンセラーの勤務については、1日当たり3.5時間が上限と定められているため、勤務実績は当該上限内としているとのことであったが、実態としては上限時間を超過して勤務している。状況によって、勤務時間上限を超えて面談をする必要がある状況は理解できるが、超過時間は適切に勤務実績として記録・管理することが必要である。	勤務時間外の相談予約を受け付けることがないよう配慮するとともに、相談内容等により時間超過した場合は、適切にそれを記録・管理するよう改善する。
5	市立学校	勤怠管理に関する事項	部活動指導員の出勤簿をサンプルで閲覧したところ、令和5年4月から令和6年2月までの出勤簿について、所属長確認印が空欄となっているものが見受けられた。 所属長による確認・承認の証跡は適切に残しておく必要がある。	令和6年度より、部活動指導員によって自己申告された勤務データが保健体育課から学校に送付されるように変更されている。その後、教頭が確認し、保健体育課に返信・報告しているが、報告と実態に齟齬がないよう、顧問教員によく確認し、校長にも適宜報告するよう努める。

No.	担当課	事業名等	指摘の要旨	措置内容
6	市立学校	勤怠管理に関する事項	不登校児童生徒指導員の出勤簿をサンプルで閲覧したところ、当該職員の押印欄、所属長(校長)の押印欄があり、当該職員の出勤日について当該職員及び所属長が押印すべきところ、当該職員の押印及び所属長の確認印がなされていないものが見受けられた。 出勤簿について、適切に把握・管理する必要がある。	R7.5出勤簿を確認し、押印済み。把握・管理の徹底を行う。
7	市立学校	勤怠管理に関する事項	教職員の勤務時間記録票をサンプルで閲覧していたところ、教員1名の令和6年3月のうち2日間について出勤時刻と退勤時刻に基づく在校時間が正しく計算されておらず、月間在校時間が48時間、月間時間外在校等時間が18.7時間過少となっていた。 勤怠管理システムでは、0時を過ぎた退勤時刻を入力した場合、在校時間が正しく算定されないため補正が必要とのことであるが、これが適切に行われていなかったものである。 結果として実際には当該月の時間外在校等時間は114.5時間となり、いわゆる過労死ラインといわれる80時間を大幅に超過していた。 岡山市教育委員会では、令和5年3月に策定した「岡山市立学校園における働き方改革推進方針」において、当面の目標を「令和5年度に時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにします。」としているが、これは各教職員の勤務時間を正確に把握することが大前提である。 勤怠管理システムの入力が正しく行われるよう周知徹底するとともに、学校長等による承認の際にも、入力ミスの有無を適切にチェックする必要がある。	勤務時間の管理の重要性を改めて周知することと、出勤後は出退勤管理システムへの打刻を正確に行うことを年度初めに職員に周知した。また、月ごとの勤務状況を勤務記録簿に打ち出し、本人が確認後、提出された記録簿を校長と教頭のダブルチェックで記入漏れがないかを確認するように改めた。
8	市立学校	私会計に関する事項	学校給食費未納実態調査報告書をサンプルで閲覧したところ、令和元年度以前からの過年度未納額が415,065円と記載されているが、未納者数は「0」と記載されていた。 未納者数については適切に把握・管理する必要がある。	R7.6 未納者数について確認を行った。今後も適切に把握・管理する。
9	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	USBメモリーが使用されているが、管理簿上は保管庫にあるとされているにもかかわらず、実際には使用している教員の手元にあるという事態が発見された。 監査中に貸出先の教員から返却を受け、管理簿に記載されているUSBメモリーの個数及び管理ナンバーと現物との一致を確認したが、管理簿の運用において貸出中であるにもかかわらず、管理簿への記載がないままになっていることは管理が十分であるとはいえない。 また、貸出期間についても1週間をめどとするところ長期間にわたって貸出しがされたままになっているものが見受けられたため再度ルールの確認を行う必要がある。	監査後、貸出しルールの周知を徹底し、定期的に貸出し簿の確認を行った。新年度4月に貸出ルールについて再周知。5月に一斉点検を実施し、貸出ルールを見直しを行い周知済。
10	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	個人情報持出記録簿を閲覧した際に、返却予定日を経過しているにもかかわらず、返却日欄に日付の記載がない記録簿があった。 個人情報の持ち出しについて、適切に把握・管理する必要がある。	R7.5 確認済み。把握・管理の徹底を行う。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
1	学校指導課	学びづくり推進プロジェクト	岡山っ子アセス業務委託についての企画競争実施における各審査員の評点シートが、全審査員とも鉛筆書きであった。 当該審査員以外の者による改ざん等を防止する観点から、最終的な評点シートへの記入についてはボールペン等の使用が望ましい。	審査の過程で作成した鉛筆書きの評価シートが残っていましたが、審査員の評価表はデータ入力し、PDF化することで改ざんの疑念が生じないようにしています。また、令和7年度からはボールペンでの記入を徹底しております。
2	教育研究研修センター	教育課題別研究事業	研究結果については教育研究研修センターホームページ「すぽっと」から、授業に役立てることを目的とする教職員のみならず、岡山市の教育について知ってもらうために教職員を目指す学生などにも閲覧ができるような仕組みとなっている。 事業の効果測定として閲覧者数を測定することとしていることが、その周知はされておらず、現状では教育研究研修センターのホームページからアクセスする方法しかない。 様々な人への周知を行い、岡山市の教育について知ってもらうためには、例えば、教員募集パンフレット「Teacher」に掲載するなどより周知の方法について検討を行うことが望ましい。	研究成果の周知方法については、各種研修講座での直接周知に加え、センターの広報誌において、その内容や掲載ホームページのアドレスを知らせるなど、改善を行った。
3	教職員課	習熟度別サポート事業	「令和5年度習熟度別サポート事業実施要項」において習熟度別サポーターの配置基準が次のように定められている。 ・小学校(1学級(特別支援学級を除く)当たりの平均児童数10人未満の学校を除く)に一人ずつ しかし、令和5年度の習熟度別サポーターの配置実績を確認したところ、配置基準を満たす学校のうち5校については年間を通じて配置実績がなかった。 実施要項で定められている配置基準に基づき適切に配置がされるよう候補者の確保に努めることが望ましい。	候補者確保のために、登録相談会を休日や盆、正月期間など参加しやすい日に設定し、複数回実施する。 また、退職した経験者にも広く声をかけ確保に努める。
4	教育研究研修センター	ICTを基盤とした情報活用能力向上事業	事業目標については「(2)事業目標指標の推移」とおり設定されているにもかかわらず、実績値が明らかに低い。 令和5年度目標値に対して令和5年度実績値は明らかに低く、令和4年度実績値からの進捗も望ましいものではない。 目標の設定の見直し又は授業でのICTの活用が不十分であるのかを再度検討する必要がある。 当該事業に対し、教育研究研修センターとしても「ICTの利用を促進するための支援や環境の整備を進めることで、目標値を目指したい」との評価であり、今後の支援体制の充実を検討しているところである。 また、「教育課題別研究事業」では令和4年度、令和5年度とICTを活用した授業について研究を行っていることからこの研究成果を十分に利用できるような仕組みづくりや周知を行うことが望ましい。	令和7年度目標値を、岡山市の現状に合った35%に再設定するとともに、令和6年度以降の「教育課題別研究事業」についても引き続きICT活用をテーマに盛り込むことで、ICTのより効果的な活用について、授業公開やホームページへの紹介などにより、さらなる周知を行っている。
5	保健体育課	学校保健事業	各学校の児童生徒の実態から、それぞれが抱える健康課題が異なることや、新型コロナウイルス感染症の影響で外部講師を活用した集団での指導が困難だった経緯から、現状でも事業目標指標の達成状況は7割程度に留まっている。 第六次薬物乱用防止五か年戦略において、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、中学校及び高等学校において年1回は開催することとなっているため、いつまでにかどのようにして実施率の実績を100%とするかの具体的な計画を立てることが望ましい。	中学校及び高等学校の実施率100%達成

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
6	教育支援課	問題行動等対策事業 ＜総合支援＞	事業目標指標について定例会は定期に開催される会合であるためその開催回数を目標値とすることが事業の効果を測定することと直接的な関係性があるとは考えられない。別の視点での目標指標を設定するなどの検討を行うことが望ましい。	委員に対して、当委員会の設置目的に資する活動がなされていたかどうかをアンケート調査し、肯定的な回答率100%を目標指標とする。
7	教職員課	魅力ある教員の確保事業	教職員募集パンフレット・ポスター制作の委託契約において、契約保証金が免除となっていた。 契約額が1,100,000円であり、岡山市契約規則第32条第10号に該当するためとのことであるが、当該条項はあくまで例外規定であるため、伺書等において、当該条項に該当するため契約保証金を免除する旨を明記しておくことが望ましい。	以後、免除する旨を明記する。
8	教職員課	魅力ある教員の確保事業	教員採用試験問題作成業務委託契約において、受託業者が指定業者ではないことから決算書を徴求している。令和5年2月末の決算書によれば、委託先は総資産353,018,775円に対し694,694,116円の債務超過となっていた。 岡山市契約規則第27条第2項によれば、「市長は、前項の通知を受けた者が、契約を締結するまでの間に、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該契約を締結しない。ただし、契約の性質又は目的により、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。」としており、同項第1号において「手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。」に該当するか否か検討が必要と思われるが、委託先の財政状態に関する評価・判断の証跡が残されていない。 岡山市契約規則に則り、「手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。」に該当するか否かを判断した過程について、書面にて残すことが望ましい。	以後、書面に残すよう運用する。
9	教職員課	魅力ある教員の確保事業	令和5年度より一般教養試験と教科等専門試験を統合したが、複数分野の試験問題作成について対応可能な業者を限られた時間の中で1社しか見つけられなかったためとの理由をもって、随意契約にて契約していた。 「岡山市契約規則」では、限定的な金額や理由等において随意契約によることができるとされているが、本件の試験問題作成については、対応可能な業者が本当に1社だけなのかどうかの確認・検討が必ずしも十分ではなかったと思われる。 随意契約にて契約の相手方を選定する場合には、その理由を慎重に検討するとともに適切に文書化しておくことが望ましい。	以後、選定理由を慎重に検討し、適宜経緯を記録する。
10	教育研究研修センター	ICT活用指導力向上事業	事業目標指標について、令和5年度目標値に対して実績値は7割程度であり令和4年度実績値からは微増である。 目標値の設定の見直し又は事業として実施しているICT支援員の活用方法を検討することが望ましい。	ICT活用率と質の向上のために、新たな学習ツールを導入した。学校のニーズに沿って支援ができるよう、オンライン中心のサポート体制に変更することで、ICT活用率が改善している。 (子どもへのICT活用指導ができる教員の割合) R4 72.9%→R5 76.5% (授業にてICTを活用して指導できる教員の割合) R4 69.0%→R5 73.1% 目標値については文科省のKPIで100%が定められており、市としてもこの数値を目標値に設定している。

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容												
11	教育研究研修センター	ICT活用指導力向上事業	企画競争に係る仕様書において定められているICT支援員の各校への訪問回数は下表のとおりである。【意見20】に記載した事業目標指標の未達成の要因について分析し、ICT支援員の配置に係る委託内容についても見直しを行うことが望ましい。 <table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>(参考)令和6年度</td></tr><tr><td>訪問回数(義務教育校)</td><td>34</td><td>32</td><td>32</td></tr><tr><td>訪問回数(上記以外)</td><td>17</td><td>16</td><td>16</td></tr></table>		令和4年度	令和5年度	(参考)令和6年度	訪問回数(義務教育校)	34	32	32	訪問回数(上記以外)	17	16	16	ICT支援業務の委託内容を見直し、オンライン中心のサポート体制に変更することで、学校のニーズ(相談回数や相談内容など)に沿った支援ができるようになり、ICT活用率が向上している。 (子どもへのICT活用指導ができる教員の割合) R4 72.9%→R5 76.5% (授業にてICTを活用して指導できる教員の割合) R4 69.0%→R5 73.1%
	令和4年度	令和5年度	(参考)令和6年度													
訪問回数(義務教育校)	34	32	32													
訪問回数(上記以外)	17	16	16													
12	保健体育課	部活動指導員配置事業 (部活動地域移行モデル事業を含む)	事業目標として顧問負担軽減率100%を挙げているが、顧問教諭に対するアンケートによると令和5年度の達成率は79%であった。また、部活動指導員の確保が課題で、執行額が予算額に届いておらず、各学校のニーズに合った配置を十分に行っていない。 部活動指導員の活用方法を精査し、人員確保を含め、事業目標指標の達成に向けさらなる取組を実施することが望ましい。	事業目標の顧問負担軽減率100%をR6年度達成した。												
13	教育研究研修センター	ICT環境整備事業 (保護者連絡ツールの新規導入を含む)	学校でのICT関連ツールに関するルールを監査した結果、教育情報セキュリティ・チェックリストが作成されているが、平成31年3月に作成されてから更新されていないことが発見された。 平成31年以降、クラウドサービスの利用など状況の変化があったことなどから随時その見直しと職員への通知を行うことが望ましい。	令和7年2月に改訂を行い、各学校へ通知し、周知を図った。												
14	保健体育課	学校給食施設整備事業	新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業に係る設計管理等業務委託における企画競争実施の資料として保管されている各審査員の評点シートが、全審査員とも鉛筆書きであった。 当該審査員以外の者による改ざん等を防止する観点から、最終的な評点シートについてはボールペン等での記入が望ましい。	ボールペン書きに修正のうえ、今後はボールペン記入を徹底するようにした。												
15	学校指導課	PTAにおける人権教育の充実	予算の執行状況を確認すると、令和3年度から50%を下回っている状況である。 PTA等に対する研修会講師の報償費のみであることから、より周知を図り積極的な活用ができるような仕組みを構築する必要がある。 しかしながら近年、PTA活動は衰退化していることなどを踏まえると、研修会の開催を積極的に行うことが困難であることも考えられ、予算検討においても事業の見直しを行うなどの必要性を検討することが望ましい。	PTA等における人権教育研修の効果的な周知や活用は検討していきますが、PTA活動の現状を踏まえ、予算の見直しを行いました。												
16	教育企画総務課	広報広聴活動の充実	教育広報誌「こらぼ」については、読者から意見・感想を募っており、応募者の中から抽選で図書カード5,000円分を5名にプレゼントしている。 しかしながら、閲覧した「こらぼ」第18号の応募者数は7件と極めて少ない状況にあった。 読者から多くの意見・感想を募集することにより「こらぼ」の充実を図ることを目的とするのであれば、応募者数が少ない原因の分析・対策を行うことが必要である。 なお、応募者数が少ない状況が継続する場合には、図書カードのプレゼントの効果を再検討し、必要に応じて見直しを行うことが望ましい。	・令和7年度は、図書カードのプレゼントを廃止 ・より多くの読者から感想・意見が寄せられるよう、記事の構成や内容について検討する。												

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
17	市立学校	勤怠管理に関する事項	岡山市においては、教員の働き方改革が進められており、往査した学校においても月1回の定時退校日を設定するなど様々な取組が行われているところである。しかし、学校責任者へのヒアリングを行ったところ、一部の業務について教員が自宅へ持ち帰り学校外で業務を行うケースが残っており、当該業務に要した時間については勤務時間の集計に含まれていないとのことであった。 岡山市においては、教育委員会により「岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」が令和2年3月17日に策定されており、「4 在校等時間の把握」において「本方針の実施に当たって、校長は、教育職員の在校等時間を把握し、校外での職務や土日、祝日などの校務に従事した時間についても、本人の報告等を踏まえて把握すること。」と定められているところである。 教員の心身の安全衛生を健全に保つためにも重要であるとともに、学校外での持ち帰り業務の廃止・削減を進めていくためにも、総勤務時間の管理を適切に行うことが望ましい。	学校外(持ち帰り)業務の把握については、現在の打刻システムでは業務内容の把握までできないため、月末の出退勤記録確認時に「持ち帰り」の業務時間を追加入力をお願いし、時間外業務時間の把握に努めている。
18	市立学校	私会計に関する事項	学校が管理する私会計の通帳を閲覧したところ、令和4年度以降未使用の通帳が発見された。 今後の使用の予定もないとのことであるため、口座解約するなど不要なものは持たないようにすることが望ましい。	今回指摘を受けた通帳は、監査を受けた時点では使用する可能性がゼロではなかったため、令和4年度以降未使用であったが解約手続きをとっていなかった。 今年度に入り、使用する可能性がなくなったことが確定したため、令和7年5月27日に口座解約を行った。
19	市立学校	資産管理に関する事項	学校敷地内北側に崩れかけたプレハブ倉庫があった。 現在は倉庫として利用中とのことだが、生徒等への安全面から早期に取り崩す又は建て直すことが望ましい。	令和6年12月に解体・撤去済みである。
20	市立学校	資産管理に関する事項	令和5年度備品整理簿を閲覧したところ、整理簿にないが現物がある備品や整理簿にあるが現物がない備品が発見された。 整理簿にないが現物がある備品は、学校や教育委員会で購入した物品ではない可能性が高いため、別管理するか廃棄することが望ましい。 また、整理簿にあるが現物がない備品は、過去の棚卸結果や購入金額等を勘案し、過去から現物がなく金額が少額である場合は、整理簿から削除することが望ましい。	前年度から引き続き所在不明の備品については金額も少額だったため廃棄申請を行った。整理簿にないが現物がある備品についても廃棄処理を進めていくことで、不明物品がないよう備品管理を進めていく。
21	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	USBメモリーが使用されているが、明らかに不必要な本数を管理している学校が見受けられた。 往査した学校の中には6本に絞るなどの工夫がなされている学校があり、学校によって必要な本数が異なっていると考えられるが、必要以上に持つことはリスクを有することにつながるため、使わないものは持たないようにするなどの工夫を行うことが望ましい。	6本に絞り、その都度管理簿に記入・確認を教頭が行うことで定着している。
22	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	USBメモリー管理簿を閲覧したところ、長期間の貸出事例があった。 業務用PCと授業用タブレット端末のデータ連携のためにUSBメモリーを頻繁に利用する必要がある等の理由によるものとのことであるが、情報セキュリティ管理を目的としたUSBメモリーの利用方法として適切かを検討することが望ましい。	USBメモリーを校外へ持ち出す際は、持出簿へ記載するよう周知している。貸出期間については、翌日までとする利用規定を設けることとした。また、校内での利用については、貸出記録簿に記載の上、当日中に返却をするよう新たな利用規約を定めることとした。
23	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	令和5年度の個人情報に係る資料等の持出管理簿綴りを閲覧したところ、持ち出し場所について記載がない記録が20件程度あった。 校内使用か自宅への持ち出しかでリスク程度が異なるため、当該記録については正確に実施することが望ましい。	持出記録簿の重要性を周知し、持出場所についての申告・記録についても確実に行うよう徹底する。
24	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	機密情報の取扱いについて、個人情報持出記録簿で管理しているが、個人情報をUSBメモリーで持ち出す際にどのUSBメモリーで持ち出したかを記載する欄が記録簿にないものが見受けられた。 USBメモリーを紛失した際、どのような情報が入っていたかを特定できないため、個人情報持出記録簿の改訂を検討することが望ましい。	R7.4 個人情報持出記録簿の改訂を行った。

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
25	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	第1理科準備室と第2理科準備室にある危険物棚の鍵は職員室の鍵ボックス内にあるが、当該ボックスの鍵がないため、誰でも危険物棚の鍵を取り出せる状況にあるものが見受けられた。危険物棚の鍵については別の場所に保管する等の対応を行うことが望ましい。	令和6年9月には、指摘のあった危険物棚の鍵を、管理職のみが解錠できるキーボックスに保管するよう改善した。
26	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	金庫は全部で4個(鍵付きキャビネット3個、耐火金庫1個)あるとのことであったが、鍵は一つのキーホルダーでまとめられていた。また、金庫の鍵の使用簿はあるが、どの金庫の何を使用したかまでは管理していないとのことであった。少なくとも鍵を金庫ごとに分けて管理することが望ましい。	鍵は用途毎の2組(2本ずつ)に分けて管理することとした。また、鍵付きキャビネットについても使用簿を用意し、記入することとした。
27	市立学校	危険物管理に関する事項	薬品台帳は使用の都度及び各学期末に残量を記載する運用となっているが、各学期末ではなく年に一度の棚卸実施となっていたものが見受けられた。また、残量が増えている薬品があるが、増加した理由を記載する欄がなかった。加えて、使用内容を記載する欄がないため、どの授業で又はどのような目的で使用されたか分からない状況であった。残量管理自体はできているが、取得事由や使用状況も把握できる運用が望ましい。	薬品台帳は使用の都度及び各学期末に残量をきちんと記載するよう職員に周知した。また、使用内容等についても記載することを確認した。
28	市立学校	危険物管理に関する事項	理科準備室にある薬品保管庫について、現物と管理簿の確認を実施したところ、現在の授業では使用しない薬品が保管されていることが見受けられた。メタノールや水酸化ナトリウムはこれからの授業でも使うことは想定されていないとのことである。必要のないものを管理し続けることは、紛失・事故のリスクがあることから廃棄の手続きを行うことが望ましい。	メタノールについては、令和10年度に予定されている岡山市の回収薬品調査で上げ、回収してもらう。それまでは厳重に学校で管理をする。水酸化ナトリウムについては岡輝中学校に譲り受けてもらった。
29	市立学校	危険物管理に関する事項	薬品台帳を閲覧したところ、令和3年度及び令和4年度について、在庫量の継続的記録がなされていないものが数件認められた。差額は少額であるが、使用等の記録がなく在庫量が減少している場合は、根拠が不明な減少となってしまうため、正確な継続的記録を行うことが望ましい。	薬品台帳については、使用した際に在庫記録を行い、長期休業中に台帳を点検している。今後は、すべての薬品について正確な記録を継続的に残すよう指導した。
30	市立学校	危険物管理に関する事項	薬品等の危険物について、薬品管理簿で管理しているが、年に一度の棚卸の際に、使用実績がある危険物については残量確認する一方、未使用分については目視確認のみで残量確認はしていないとのことであった。未使用分についても残量確認を行い、薬品管理簿に明記することが望ましい。	R7.4 未使用分についても残量確認を行い、薬品管理簿に明記する。